

令和 8 年度

大学入学時奨学金

【案内書】

大学入学時奨学金は、実習費や学用品費、住居移転費用など、**大学入学の際に必要な学資等に充てられる**よう、高校在学中（大学合格決定時）に**一括交付**となる**貸与型の奨学金**です。

貸与（交付）された奨学金は、大学卒業（又は退学）後 1 年を経過した後から 8 年以内の間に返還いただくことになりますが、**一定の要件を満たした場合、願い出により返還が免除となる制度があります。**

大学入学時奨学金を希望する場合は、この案内書をよく読み、自分の現在及び将来の生活設計に基づき、奨学金の申込条件、返還方法等を考え、自分で申込書を作成し、提出してください。

（家計の収入や第一連帯保証人・第二連帯保証人欄等、自分では記入できないところなどは、家族の方等とよく相談して書類をそろえてください。）

公益財団法人青森県育英奨学会

出願資格

高等学校、特別支援学校の高等部又は高等専門学校に在学し、次のすべてに該当すること

- (1) 保護者が青森県の住民であること。
- (2) 令和9年4月、大学（通信制大学、短期大学を除く。）の第1学年に入学予定であること。
- (3) 学業、人物ともに優秀で、かつ健康であること。
- (4) 生活保護受給世帯若しくは市町村民税所得割非課税世帯又は児童養護施設等入所者^{*1}であること。

なお、以下の事由により家計が急変し、市町村民税所得割非課税世帯相当と判断される場合は、事由が発生したときから1年以内に限り対象とする。

- ① 生計維持者が死亡
 - ② 生計維持者が事故又は病気により、半年以上、就労困難
 - ③ 生計維持者が失職（倒産、退職勧奨、事業主からの働きかけ等による退職）
 - ④ 生計維持者が震災、火災、風水害等により就労困難等
- (5) 大学出願用調査書の全体の評定平均値がおおむね4.0以上であること。
- ただし、児童養護施設等入所者並びに県及び市町村が実施するひとり親・生活困窮者対象学習講習会事業^{*2}参加者の場合は、評定平均値が3.5以上であること。

※1 児童養護施設等入所者

- ・「児童養護施設」、「障害児入所施設」、「児童心理治療施設」又は「児童自立支援施設」で暮らしている者
- ・「小規模住居型児童養育事業者」又は「里親」のもとで暮らしている者

※2 県及び市町村が実施するひとり親・生活困窮者対象学習講習会事業（8年6月現在）

- ・青森県実施事業・・・「こどもサポート みーていんぐぶれいす」
- ・市町村実施事業・・・青森市 子どもの居場所づくり・学習応援事業
弘前市 学習支援事業「あっぷる～む」
八戸市 八戸市学習支援事業（READY STUDY GO！！）
十和田市 十和田市子ども学習支援会

募集等日程・採用者数

	募 集 期 間	採用者数	採用予定時期
第1次募集	令和8年 7月13日～令和8年 9月10日	20人程度	10月
第2次募集	令和8年 9月11日～令和8年12月10日	10人程度	1月

※ 1次募集に申し込めた者の中で採用されなかった者については、自動的に2次募集の選考対象とするため、再度の申込は要しません。

奨学金の額と貸与(交付)時期・方法

- ◎奨学金の額 上限 60万円（10万円単位で選択）※無利子
- ◎貸与（交付） 奨学金は、令和8年10月から令和9年3月までの間において、青森県育英奨学会に
時期・方法 「入学予定大学等届」が提出（合格通知書の写し等が必要）され次第、奨学生名義の
預金口座に一括振込により貸与（交付）となります。（P.2の2（2）大学合格決定
時を参照ください。）

申込者本人（主債務者）の他に、連帯保証人（未成年者を除く。）が2名必要です。

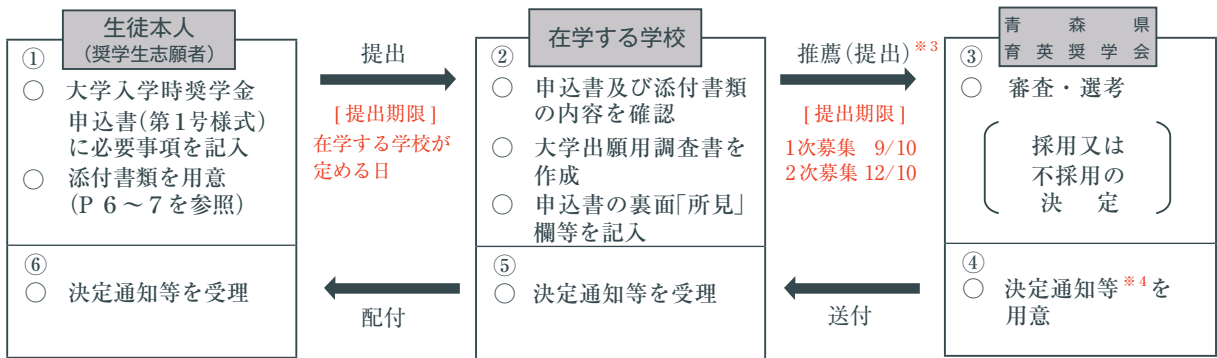
本人、第一連帯保証人、第二連帯保証人の三者は、奨学金の返還について等しく責任を負います。
連帯保証人となる方の条件は、P.6「申込に必要な提出書類」の中の「大学入学時奨学金申込書」
の項目を参照ください。

申込方法 ※ 他団体等の奨学金との併用は可能です。

- ① 奨学金の貸与（交付）を希望する生徒（以下「奨学生志願者」という。）が、在学する高等学校等へ申込書類を提出
- ② ①で提出を受けた高等学校等が、奨学生志願者を推薦しようとするときは、申込書類を取りまとめた上、出願資格を審査し、必要事項を記入し当該奨学生志願者の大学出願用調査書を添えて、募集期間内に青森県育英奨学会に提出（下図 1 を参照ください。）

申込みから奨学生採用決定・奨学金貸与（交付）までの流れ

1 申込みから採用決定まで

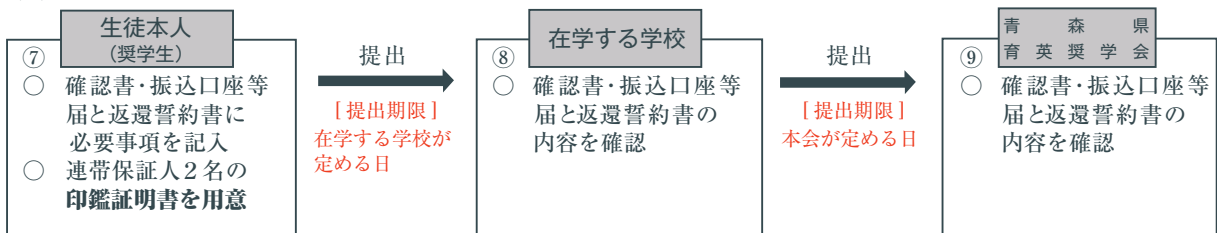


※3 期限までに提出がない場合には、奨学生として採用されず奨学金は受けられません。

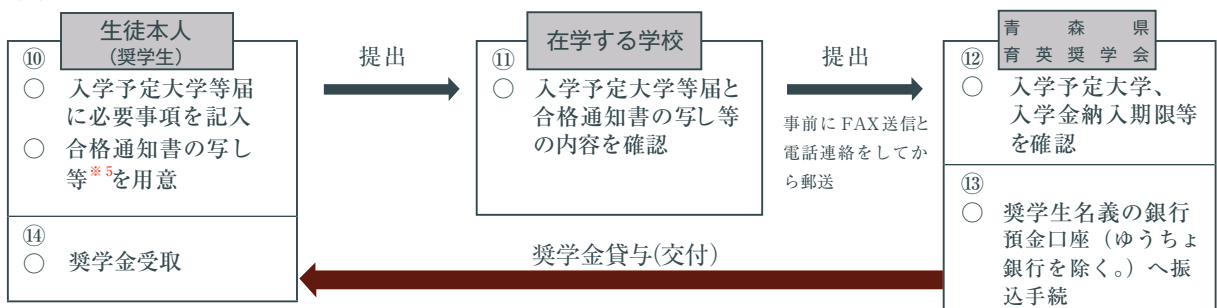
※4 ア 決定通知、イ 確認書・振込口座等届(第2号様式)、ウ 返還誓約書(第3号様式)、エ 入学予定大学等届(第4号様式)

2 奨学金振込依頼手続から奨学金貸与（交付）・受取まで

(1) 奨学生の採用決定後



(2) 大学合格決定時



※5 入学予定大学の合格通知書の写し、入学金の納入期限が記入されている書類の写し等

注：後日、奨学生番号等を印字した確認書・振込口座等届と返還誓約書の本人控を、在学する学校を通して交付します。

奨学金は、確認書・振込口座等届に記載された奨学生名義の預金口座に一括貸与（交付）となりますが、振込には、3日以上期間を要することがあります。
このため、入学する大学が決定したら、速やかに本会へ関係書類を提出していただく必要があります。

奨学金の返還と返還猶予・返還免除

P. 13以降を参照ください。

申込書の書き方（記入例）

○記入はボールペンを使用すること。（消せるボールペンは使用不可。）

○訂正時に修正液・修正テープ等は使わないでください。

◎本人欄・連帯保証人欄は、必ずその人が記入してください。

（代筆は不可。）

◎押印は、それぞれが別の印鑑で、朱肉を使って鮮明に押してください。

（スタンプ式は不可。）

※代筆や押印が不鮮明な場合には、改めて作成していただくことになります。

給与所得だけの場合

表面

第1号様式

大学入学時奨学金申込書

（表）

公益財団法人青森県育英奨学会理事長 殿 令和 8 年 7 月 25 日
下記の記載事項に相違ありません。貴会の大学入学時奨学金の貸与（交付）を申し込みます。

学校名 青森県立 育英 高等学校 分校 定時制 課程 普通科 3 学年 1 組
校舎 通信制

フリガナ アオモリ イクオ 性別 住 所 〒 030-0011 TEL 017 - 758 - 1234

青森 育男 男 青森市山辺 1-2-3 山辺荘 101

生年月日 平成 20 年 8 月 18 日

第1志望 国・公・私 立 育英大学 経営学部 経営 学科・専攻・コース
修業年限 4 年（総合型選抜・推薦選抜 一般選抜） 合格発表 3 月 6 日

第2志望 国・公・私 立 奨学院大学 商学部 商 学科・専攻・コース
修業年限 4 年（総合型選抜・推薦選抜 一般選抜） 合格発表 2 月 19 日

第一連帯保証人 青森 太郎 住所 〒 030-0011 TEL 017-758-1234 青森市山辺 1-2-3 山辺荘 101
（続柄：本人の 父） 生年月日 昭和 54 年 7 月 7 日（通算）39 年

第二連帯保証人 育英 奨一 住所 〒 030-8540 TEL 017-758-9879 青森市新町 2-3-1
（続柄：本人の 叔父） 生年月日 昭和 56 年 5 月 5 日 第二連帯保証人勤務先名 会社員（営業）
第二連帯保証人勤務先住所 青森市問屋町 3-2-1 TEL 017-758-1122

同居・別居（該当事項を○で囲む）

続柄	氏 名	年齢	1.（職種） 勤務先名・所属部署名（役職名） 2.（職種） 勤務先名・所属部署名（役職名）	収入金額（税込） 万円	同居・別居
父	青森 太郎	47	（営業員）（株）平内事務機 青森支店（課長）	135	同居・別居
母	青森 花子	44	（事務員）（株）青森商店 経理課	90	同居・別居
祖母	青森 あき	74	（無職） 年金	97	同居・別居
兄	青森 三郎	19			同居・別居
姉	青森 春子	21	奨英大学	3	同居・別居
兄	青森 二郎	19	青森専門学校	1	同居・別居

給与所得以外の場合

続柄	氏 名	年齢	（商業） 育英家具店	収入金額（税込） 万円	同居・別居
父	青森 太郎	47	（専従者給与） 育英家具店	92	同居・別居
母	青森 花子	44	（無職） 年金	97	同居・別居
祖母	青森 あき	74			同居・別居

生活保護受給の場合

続柄	氏 名	年齢	生活保護受給	収入金額（税込） 万円	同居・別居
父	青森 太郎	47	（パート） 奨英清掃株式会社	90	同居・別居
母	青森 花子	44	農業手伝い	25	同居・別居
祖母	青森 あき	74	（無職） 年金	97	同居・別居

「同一生計の家族」欄

○「家族」は本人と生計を一緒にする人全員を記入してください。

※就学者は「就学者」欄に記入してください。

○「年齢」は申込時現在で記入してください。

○家計支持者が、単身赴任または出稼ぎの場合も同一生計で記入してください。

○「生計を一緒にする人」の中には、同居するおじ・おば・祖父母等を含みます。

「就学者」とは、小・中・高校、高専、短大、大学、大学院、特別支援学校、専修学校（高等課程、専門課程）に在学する人です。

（注）専修学校の一般課程及び各種学校（予備校等）など上記以外の学校に在学する人は「就学者を除く家族」欄に記入してください。

○「勤務先名」には所属部署名、課名まで記入してください。（役職があれば役職名も記入してください。）

○「勤務先住所」は実際に勤務されている事業所の住所、勤務先電話番号は連絡のとれる番号（内線がある場合は内線番号まで）を記入してください。

※農業の場合の勤務先住所は自宅の住所・電話番号を記入してください。

同一人で2種類の所得があるときは、上下に区分して記入してください。ただし、いずれも給与所得の場合は合計した金額を記入してください。

令和8年度 市民税・県民税 所得・課税証明書

賦課期日住所 青森県青森市山辺1丁目2番地3
(1月1日)
賦課期日氏名 青森 太郎
(1月1日)

生年月日 昭和54年7月7日

※様式は自治体によって異なりますのでご注意ください。

収入・所得は令和7年1月1日から令和7年12月31日までの状況です。

令和7年中の合計所得金額		課税額	
合計所得金額	¥703,620	住民税課税額合計	¥0
総所得金額等	¥703,620	(内) 市民税所得割	¥0
** 以下余白 **		(内) 市民税均等割	¥3,500
		(内) 県民税所得割	¥0
		(内) 県民税均等割	¥1,500
		** 以下余白 **	

所得の種類・金額		控除の種類・金額		課税標準額の種類・金額	
(給与収入)	¥1,353,620	社会保険料控除	¥146,310	課税総所得	¥0
給与所得	¥703,620	配偶者控除	¥330,000	** 以下余白 **	
総所得金額	¥703,620	扶養控除	¥1,610,000		
** 以下余白 **		基礎控除	¥330,000		
		所得控除計	¥2,416,310		
		** 以下余白 **			

該当区分		控除対象配偶者		控除対象扶養親族人数		障害人数		本人該当	
有	無	特定	老人	内同居	その他	特別	普通	特別	普通
*	—	2	1	1	1	0	0	—	—

上記のとおり相違ないことを照明します。

令和8年〇〇月〇〇日

青森市長 ○○ ○○

市町村民税所得割
非課税世帯の場合

同一生計の家族欄の就学者を除いた全員の市町村民税所得割の欄が0円であること。

※左ページの記入例の場合は、父、母、祖母の市町村民税所得割が0円でなければなりません。

南 税務署長 令和8年 3月 1日 令和 07 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

住所 030-01011 青森市山辺1丁目2番地3 山辺荘101

氏名 青森 太郎

生年月日 3/15/77

職業 家具販売 青英家具店 青森太郎 本人

収入金額等 140,507.73

所得金額 140,507.73

課税額 0

復興特別所得税 0

合計 140,507.73

配偶者の合計所得金額 0

青森県〇〇市 青森 ○○ 様

令和8年〇〇月〇〇日

民生委員 地区担当 ケース番号

〇〇福祉事務所

保護開始(変更)通知書

生活保護法による保護を次のとおり決定しましたので通知します。

1. 保護の決定内容・認定年月日・及び決定した理由

内容	認定年月日	決定した理由
変更	令和8年4月1日	教育費追給
変更	令和8年5月1日	教育費追給
変更	令和8年6月1日	稼働収入再認定 6月分(生)過払額返還を命ずる。教育費追給
変更	令和8年7月1日	稼働収入推定認定 第二振込再設定 教育費支給

2. 保護の種類及び程度

①種類	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	合計	②期末一時扶助	③介護保険料加算
4月分	218,180	40,300	32,664	291,144		
5月分	218,180	40,300	32,664	291,144		
6月分	110,186	40,300	23,348	173,834		
7月分以降	104,646	40,300	32,664	177,610		

④ 介護扶助本人支払額(あなたが各事業所に支払う金額)

月	円	円	円	円
4月	円	円	円	円
5月	円	円	円	円
6月	円	円	円	円
7月以降	円	円	円	円

⑤ 医療扶助本人支払額(あなたが病院等に支払う金額)・停廃止の時は余剰金額

月	円	円	円	円
4月	円	円	円	円
5月	円	円	円	円
6月	円	円	円	円
7月以降	円	円	円	円

⑥ 一時扶助費を次のとおり支給します。

種類	金額	支払場所
高等学校用品費	10,600	
高等学校学費	1,960	

⑦ 開始・変更・停廃止に伴い生じた過不足について

月	金額	生活	住宅	教育	金額
4月	9,316円	追給	生活	円	9,316円
5月	9,316円	追給	生活	円	9,316円
6月	108,114円	追給	生活	円	9,316円

3. 毎月の扶助費の支払日 毎月1日、追加支給は13日・23日(土日休日の場合は各支給日の前日)

4. 扶助費の支払場所 指定口座に振り込みます。

支給月額が分かる必要があります。177,610円×12ヶ月=2,131,320円となります

○令和7年1月1日以降に就職・転職(開業・転業等を含む)した場合は、申込時現在の月収及び賞与等を参考にして、1年間分の収入を推算してください。

奨学金申込書 裏面

第1号様式

(裏)

大学に入学した場合に必要な入学時の費用(予想)			貸与(交付)希望額
収	家庭から	80,000 円	10万円を単位として貸与(交付)する。 ただし、60万円を限度とする。 [希望する貸与(交付)額を下記から ↓ 選択し、番号に○をつける。]
	親戚から	105,000 円	
	銀行から	円	
	その他()	円	
入	※()の中にその他の内容を記入すること		1 100,000円 2 200,000円 3 300,000円 4 400,000円 5 500,000円 ⑥ 600,000円
	合計①	185,000 円	
	合計②	785,000 円	
	②-①	600,000 円	
貸与(交付)を希望するに至った家庭事情や、その他特に説明を要することを記入してください。(できるだけ具体的に記入)			
私の家は、父母が働いていますが収入が多くなく、家計が苦しいです。私は将来			
青森県内の金融関係の職に就きたいので、大学に入学する際に必要となる教科書や			
学用品、アパートの入居費用や生活用品などの費用を貸与していただきたく申し込			
みしました。			
この欄は該当する方だけチェックしてください。 ☐ 児童養護施設等入所者である ☐ 青森県が実施する ☐ 市町村が実施する } ひとり親・生活困窮者対象学習会参加者である(証明書類を添付してください。)			

この欄に該当する場合は、成績の条件が3.5以上に緩和されますので、チェックをお願いします。

●児童養護施設等入所者とは、児童福祉法に定める小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託を受けている者、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に入所の措置を受けている者です。

●青森県や市町村が実施するひとり親・生活困窮者対象学習会とは、経済的な理由から学習環境が整わない御家庭の小中学生・高校生に向けた学習支援を目的とし、青森県又は市町村が実施主体となって実施する学習会のことです。(民間団体が実施する学習会は対象となりません。)

学習会に参加したことがある方で、青森県実施事業への参加者は、申込書へのチェックのみで証明書の添付は必要ありません。なお、学習会の詳細については、青森県こどもみらい課へお問い合わせください。市町村実施事業への参加者は、各市町村にお問い合わせをし、以下の市町村担当課から証明書を発行してもらい添付してください。

問い合わせ先 (令和8年度現在実施対象市町村担当課)

- ・青森県 こどもみらい課 TEL017-734-9295 (こどもサポートミーティングふれいす)
- ・青森市 こども・若者政策課 TEL017-734-5320 (子どもの居場所づくり学習応援事業)
- ・弘前市 生活福祉課 TEL0172-35-1111 (弘前市学習支援事業「あっぷる〜む」)
- ・八戸市 生活福祉課 TEL0178-43-9085 (八戸市学習支援事業「READY STUDY GO!!」)
- ・十和田市 こども支援課 TEL0176-51-6716 (十和田市子ども学習支援会)

申込に必要な提出書類

大学入学時奨学金申込書（奨学生志願者・連帯保証人2名それぞれの署名・押印が必要です）

○第一連帯保証人は、青森県内に住所を有する者であって、奨学生志願者が、未成年者の場合は、その親権者又は後見人、成年者の場合は、父母兄弟又はこれに代わる者に限ります。

※第一連帯保証人は、奨学金の返還が終了するまで、青森県内に住所を有する必要があります。

○第二連帯保証人は、本人・第一連帯保証人とは別に独立の生計を営む者であって、原則として本人の4親等以内（父母を除く）の親族で、申込時65歳未満の保証能力のある人（年収100万円以上）を選んでください。（未成年者は除く）

★本人、第一連帯保証人、第二連帯保証人の三者は、奨学金の返還について等しく責任を負います。

大学出願用調査書（在学する学校が発行）

添付書類（所得の証明書等）（収入のある家族全員と第二連帯保証人のものが必要となります）

○所得課税証明書は、住所地の市町村役場で発行しています。原本を提出してください。収入金額、扶養人数及び所得割が記入してあるもの、令和8年度の証明書（最新）の交付を受けてください。

家 族 の 状 況	提 出 書 類
① 給 与 所 得 者	次のいずれか ○ 所得課税証明書 ○ 市町村民税・県民税特別徴収税額の通知書の写し （5月に事業所から配付される）
② 給 与 所 得 者 以 外	次のアとイ ア 確定申告書（第一表、第二表、提出した日付と税務署名がわかるもの）の写し イ 所得課税証明書
③ 令和7年1月1日以降に 転 職・ 就 職 し た 者	給与所得者の場合、次のアとイ ア 所得課税証明書 イ 給与明細書の写し（最近3ヵ月分）又は給与見込証明書 給与所得者以外の場合、次のアとイ ア 所得課税証明書 イ 損益計算書
④ 年 金 所 得 者	次のアとイ ア 所得課税証明書 イ 年金支払（改定）通知書の写し
⑤ 失 業 中 の 者	次のアとイ ア 所得課税証明書 イ 雇用保険受給資格者証の写し
⑥ 生 活 保 護 受 給 世 帯	次のアとイとウ ア 所得課税証明書 イ 保護開始（変更）通知書の写し ウ 生活保護受給証明書の写し
⑦ 母 子 ・ 父 子 家 庭	該当する家族の状況①～⑥の提出する書類に加え、次のアとイ ア 生徒本人が属する戸籍とう本（全部事項証明）の原本 イ 児童扶養手当証書の写し又は遺族年金（改定）通知書の写し ※児童扶養手当証書は更新の際、事前にコピーを取っておくか、証書の再発行を市町村に依頼し、受給者と受給金額がわかるものを提出してください。
⑧ 学 習 会 参 加 者	市町村が実施した学習会に参加した方 ・ 各実施市町村が発行する証明書

（注）・上記に関わらず選考等に当たり、他の書類の提出を求める場合があります。

・ 個人番号（マイナンバー）の記載のある書類に関しては受取できませんので、ご確認ください。
個人番号が記載されている場合は、黒色で塗り潰してください。

家計急変による申込みの提出書類

家計が急変したことにより申し込む場合の生計維持者（保護者等）の提出書類は、P.6の「添付書類」に加えて、次の書類も合わせて提出してください。

1 家計急変の事由を証明する書類

事 由	証 明 書 類
a : 生計維持者が死亡	次のいずれか ・戸籍とう本（全部事項証明）の原本 ・住民票（死亡日記載）の原本
b : 生計維持者が事故又は病気により、半年以上、就労困難	・医師による診断書 ・病気休職中であることの証明書
c : 生計維持者が失職（倒産、退職勧奨、事業主からの働きかけ等による退職）	次のいずれか ・雇用保険被保険者離職票 ・雇用保険受給資格者証 ・廃業等届出
d : 生計維持者が震災、火災、風水害等により就労困難等	罹災証明書

2 市町村民税所得割非課税世帯相当について判断するための書類

(1) 令和8年1月から12月までの収入額等を確認できる書類

例) (給与所得者の場合)

令和8年1月～直近月までの給与明細書及びそれ以降の給与見込証明書

(自営業者の場合)

令和8年1月～直近月までの収入額を確認できる書類及び必要経費を確認できる書類

(令和8年1月以降の必要経費を確認できる書類が用意できない場合は前年の確定申告書控、所得税青色申告決算書又は収支内訳書)

(2) 令和8年度所得課税証明書（令和7年分の収入が記載されたもの）

家計急変の場合の記入例

該当する事由を選んで○をつける。	家計急変の場合	(家計が急変したことにより、市町村民税所得割非課税世帯相当に該当するものとして申込を希望される方のみ記入してください)	
		1. 家計急変の事由	
		a 生計維持者が死亡	
		b 生計維持者が事故又は病気により、半年以上、就労困難	
		☒ c 生計維持者が失職（倒産・退職勧奨・事業主からの働きかけ等による退職）	
		d 生計維持者が震災、火災、風水害等により就労困難等	
		2. 事由が生じた年月	令和 8 年 4 月

家計急変の原因となった事由が実際に発生した年月を必ず記入してください。

公益財団法人青森県育英奨学会大学入学時奨学金貸与規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人青森県育英奨学会定款第4条第1号のうち、大学入学時に生徒が受ける奨学金の貸与に関して必要な事項を定めるものとする。

(奨学生と奨学金)

第2条 本会は、優秀な学徒であって、経済的理由により修学困難な者に対し、入学のために必要な諸費用にあてるため学資を貸与する。

2 この規則に基づき、学資の貸与を受ける者を大学入学時奨学生（以下「奨学生」という。）といい、その学資を大学入学時奨学金（以下「奨学金」という。）という。

(奨学生の資格)

第3条 本会の奨学生となる者は、申請時に高等学校又は高等専門学校に在学する者で、次の各号に該当する者でなければならない。

(1) 青森県人の子弟であること。

(2) 大学の第1学年に入学予定であること。（ただし、短期大学及び通信による教育を受ける予定の者を除く。）

(3) 学業・人物ともに優秀で、かつ健康であること。

(4) 生活保護受給世帯若しくは市町村民税所得割非課税世帯又は児童養護施設等入所者であること。

(奨学金の額)

第4条 奨学金の額は、60万円を上限とし10万円を単位とする。

第2章 奨学生の採用と奨学金の交付

(奨学金申込書の提出)

第5条 奨学生志願者は、連帯保証人2名と連署して、本会あての奨学金申込書、その他理事長が定める書類（以下「申込書類」という。）を現に在学する学校の長（以下「在学学校長」という。）に提出して、その推薦を受けなければならない。

2 前項の規定により申込書類を受け取った在学学校長が奨学生志願者を本会に推薦しようとするときは、第3条に規定する奨学生としての資格を審査の上、必要な事項を記入し、本会に提出するものとする。

3 連帯保証人のうち、1名は、青森県内に住所を有する者であって、奨学生志願者が未成年者の場合はその親権者又は後見人、成年者の場合は父母兄姉又はこれに代わる者、他の1名は、独立の生計を営む者であって、原則として、奨学生の4親等以内（父母を除く。）の親族でなければならない。

(奨学生の採用及び確認書の提出)

第6条 奨学生の採用は、奨学生選考委員会において選考の上、これを決定する。

2 採用となった奨学生は、確認書を在学学校長を経て提出するものとする。

3 本会は奨学生を採用決定したときは、在学学校長を経て、決定通知を交付する。

(奨学金の交付)

第7条 奨学金は、合格通知書の写し及び必要書類が提出された後、入学の前年度に一括交付する。

2 奨学金の交付は、奨学生の設ける銀行預金口座に振り込んで行うものとする。

(在学の報告)

第8条 奨学生であった者（奨学金の貸与を受け、その奨学金を返還する義務を有す

る者をいう。以下同じ。)は、毎年在学証明書等を提出しなければならない。

(奨学生の異動届)

第9条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに届け出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学又は退学したとき
- (2) 連帯保証人を変更するとき
- (3) 本人又は連帯保証人の氏名、住所若しくは職業その他重要な事項に変更があったとき

(奨学金の辞退)

第10条 奨学生は、いつでも奨学金の辞退を申し出ることができる。

(返還誓約書の提出)

第11条 奨学生は、採用にあたって本会が指定する期限までに、貸与を受ける奨学金の全額について、連帯保証人2名及び本人が未成年者の場合は親権者又は後見人と連署の上、返還誓約書(借用証書)を在学学校長を経て、理事長に提出しなければならない。

(奨学金の利息)

第12条 奨学金には利息を付けない。

第3章 奨学金の返還と返還猶予

(奨学金の返還)

第13条 奨学生であった者が、入学した大学の正規の最短修業年限を修了したとき又は退学したときは、事実の生じた月の翌月から起算して1年を経過した後、8年以内の間に奨学金を返還しなければならない。

2 前項の奨学金の返還は、年賦、半年賦、月賦又はその他1年以内の割賦の方法によらなければならない。

3 奨学生であった者が次の各号の一に該当する場合は、その者の奨学金の返還については、前2項の規程は適用しない。この場合においては、本会の指定した日までに返還未済額の全部を返還しなければならない。

- (1) 奨学金申込書に記入すべき事項を故意に記入せず又は虚偽の記入をしたことにより奨学生となったことが判明したとき
- (2) 奨学金を貸与の目的以外に使用したとき
- (3) 正当な理由がなく奨学金の返還を怠ったとき

4 奨学生であった者が死亡したとき又は特に必要があると認めたときは、第1項及び第2項の規定と異なる返還方法を指示することがある。

5 奨学金は、いつでも繰り上げ返還することができる。

(奨学金の返還猶予)

第14条 奨学生であった者が次の各号の一に該当する場合は、願い出によって奨学金の返還を猶予することがある。

- (1) 災害又は傷病によって返還が困難となったとき
- (2) 大学に在学するとき
- (3) 外国にあって学校に在学し、又は研究に従事するとき
- (4) 卒業後1年以内に青森県内に居住及び就業しているとき、なお、卒業後1年以内及び就業の要件は、第22条第1項第1号に定めるところによる。
- (5) その他真にやむを得ない事由によって返還が著しく困難となったとき

2 返還猶予期間は、前項第2号に該当するときは、その事由の継続中とする。前項第4号に該当するときは、返還免除の要件を満たすまでの期間(第22条第1項第1号の規定による期間をいう。)とし、その他の各号の一に該当するときは1年以内

とし、さらにその事由が継続するときは、願い出により重ねて1年ずつ延長することができる。ただし、前項第1号、第3号及び第5号に該当するときは、原則として通算5年を限度とする。

(返還猶予の願出)

第15条 奨学金の返還猶予を受けようとする者は、その事由を証明することのできる書類を添付し、連帯保証人2名と連署の上、奨学金返還猶予願を提出しなければならない。

(延滞金)

第16条 奨学生であった者が割賦金の返還を6月以上延滞したときは、延滞金を徴するものとする。

2 前項に規定する延滞金の額は、その延滞している割賦金につき年利3パーセントの割合をもって返還期限の翌日から返還完了の日までの日数によって計算した金額とする。ただし、延滞金の額が百円未満であるときは、その金額を徴収しないものとする。

(返還金の強制)

第17条 奨学生であった者又はその連帯保証人(以下「奨学生であった者等」という。)が割賦金の返還を延滞したときは、民事訴訟法(平成8年法律第109号)及び民事執行法(昭和54年法律第4号)その他強制執行の手続きに関する法令に定める手続き等により割賦金の返還を確保するものとする。

第18条 奨学生であった者等が返還未済額の全部の返還(第13条第3項の規定による奨学金返還未済額の全部の返還をいう。以下同じ。)の請求を受けても本会の指定した日までに返還未済額の全部の返還を行わないときは、前条の規定を準用する。

2 奨学生であった者等が本会の指定した日までに返還未済額の全部の返還を行わないときは、その延滞している返還未済額の全部の額につき延滞金を徴収するものとする。この場合においては、第16条第2項の規定を準用する。

(返還金の充当)

第19条 奨学生であった者等から返還金の支払いがあったときは、当該返還金を次の各号の定めるところにより割賦金に充当する。

(1) 返還期日の到来する割賦金及び返還期日の到来していない割賦金があるときは、返還期日の到来した割賦金から充当する。

(2) 返還期日の到来した割賦金については返還期日の早く到来したものから、返還期日の到来していない割賦金については返還期日の早く到来することとなるものから充当する。

(奨学生であった者の届出)

第20条 奨学生であった者が大学に入学したときは、在学証明書を添えて直ちに届け出なければならない。

2 奨学生であった者が大学を卒業、修了又は退学したときは、1月以内に就業証明書及び住民票等を届け出なければならない。

3 奨学生であった者は、奨学金返還完了前に氏名、住所、職業その他重要な事項に変更があったときは、直ちに届け出なければならない。

4 奨学生であった者は、その連帯保証人を変更したとき又はそれらの氏名、住所、職業その他重要な事項に変更があったときは、直ちに届け出なければならない。

(死亡の届出)

第21条 奨学生が死亡したときは、相続人又は連帯保証人は、直ちに死亡届を提出

しなければならない。

- 2 奨学生であった者が奨学金返還完了前に死亡したときは、相続人又は連帯保証人は、直ちに死亡届を提出しなければならない。

第4章 奨学金の返還免除

(奨学金の返還免除)

第22条 奨学生又は奨学生であった者が次の各号の一に該当するときは、その奨学金の返還未済額の全部又は一部の返還を願い出によって免除することがある。

- (1) 卒業後1年以内に青森県内に居住及び就業し、その居住及び就業から引き続き3年間を経過していること。

ただし、青森県内に本社を有する会社等に就職した場合で、青森県外の支社等の勤務により、やむなく青森県内に居住、就業することができない場合は青森県内に居住、就業したものとみなす。

なお、3年の間に離職と再就職をした場合は、その離職と再就職との間の期間が1年以内の場合に限り、免除できるものとする。ただし、期間の計算については、就職してから離職するまでの期間と、再就職後の期間を通算して3年経過した時点で免除する。

また、卒業後1年以内とは、入学した大学を卒業した時、又は入学した大学を卒業した月の翌月に大学院に入学した場合はその大学院を卒業した時の翌月から起算して1年を経過するまでの期間とする。

就業の要件は以下のいずれかを満たし、会社等に雇用される者については、正規雇用（期間の定めのない契約により雇用される者で、労働時間が通常の労働者の4分の3以上である者）であること。なお、公務員として採用された場合は返還免除対象外とする。

ア 青森県内に所在する会社、法人に雇用されている者

イ 青森県内で個人事業（農業、自営業など）を営み、確定申告をしている者、又は確定申告書において事業従事者として記載されている者

ウ 青森県内の個人事業者に雇用されている者

エ 青森県内に法人を設立し、経営している者

- (2) 死亡し、又は精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失し、その奨学金の返還をすることができなくなったとき。
- (3) 精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有し、その奨学金を返還することができなくなったとき。

(返還免除の願出)

第23条 前条の規定により奨学金の返還免除を受けようとするときは、本人又は相続人は、連帯保証人2名と連署の上、次の各号の書類を添付し、奨学金返還免除願を提出しなければならない。

(1) 就業によるときは就業証明書と住民票等

(2) 死亡によるときは戸籍抄本

(3) 心身障害によるときはその事実及び程度を証する医師又は歯科医師の診断書並びに返還できなくなった事情を証する書類

(返還免除の決定)

第24条 前2条の規定により奨学金返還免除願の提出があったときは、審査決定し、その結果を本人、相続人又は連帯保証人に通知する。

第5章 補則

(実施細目)

第25条 この規則の実施について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年6月23日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年9月2日から施行し、令和元年度採用の奨学生から適用する。

附 則

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日前に改正前の公益財団法人青森県育英奨学会大学入学時奨学金貸与規則の規定により貸与の決定がなされている学資に係る延滞金の計算については、なお従前の例による。ただし、理事長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

返 還 に つ い て

【返還方法について】

- 奨学金は、入学した大学の正規の最短修業年限を終了したとき又は退学した事実が生じた月の翌月から起算して1年を経過した後、8年以内の間に全額返還していただくことになります。
- 返還は、青森みちのく銀行又はゆうちょ銀行の奨学生名義の口座から口座振替にて行います。
- 返還方法は、「年賦」・「半年賦」・「月賦」・「一括」があり、返還誓約書提出時に選択していただくことになります。

《 返 還 の 例 》

※（ ）は最終回に返還する金額

借用金額	返還年数	月賦の場合		半年賦の場合		年賦の場合	
		割賦金額	回数	割賦金額	回数	割賦金額	回数
100,000 円	8 年	1,041 円 (1,105 円)	96 回	6,250 円	16 回	12,500 円	8 回
200,000 円	8 年	2,083 円 (2,115 円)	96 回	12,500 円	16 回	25,000 円	8 回
300,000 円	8 年	3,125 円	96 回	18,750 円	16 回	37,500 円	8 回
400,000 円	8 年	4,166 円 (4,230 円)	96 回	25,000 円	16 回	50,000 円	8 回
500,000 円	8 年	5,208 円 (5,240 円)	96 回	31,250 円	16 回	62,500 円	8 回
600,000 円	8 年	6,250 円	96 回	37,500 円	16 回	75,000 円	8 回

【返還猶予について】

奨学生であった者※が、次に該当する場合は、願い出によって奨学金の返還を猶予することができます。
なお、猶予願は、連帯保証人2名それぞれの署名及び押印が必要です。

	事 由	返還猶予期間	提出書類
1	災害又は傷病によって返還が困難となったとき	1 年以内。ただし、事由が継続する場合は 1 年ずつ延長できるが、通算 5 年が限度。	・返還猶予願 ・被災地の市町村の罹災証明又は医師の診断書
2	大学に在学するとき	事由が継続する間	・返還猶予願 ・猶予を希望する年度の在学証明書
3	外国にあって学校に在学し、又は研究に従事するとき	1 年以内。ただし、事由が継続する場合は 1 年ずつ延長できるが、通算 5 年が限度。	・返還猶予願 ・在学証明書
4	卒業後 1 年以内に青森県内に居住及び就業※6※7しているとき → 3 年経過した場合は、願い出により返還免除することができる	返還免除の要件を満たすまでの期間	・返還猶予願 ・就業証明書及び住民票抄本 ・卒業証明書
5	その他真にやむを得ない事由によって返還が著しく困難となったとき	1 年以内。ただし、事由が継続する場合は 1 年ずつ延長できるが、通算 5 年が限度。	・返還猶予願 ・真にやむを得ない事由が証明できる書類（失業している場合は、失業したことが確認できる書類等）

※「公益財団法人青森県育英奨学会大学入学時奨学金貸与規則」により、次のとおり表記しています。

- ① 採用志願から採用決定まで・・・奨学生志願者
- ② 採用決定から奨学金の貸与を受けるまで・・・奨学生
- ③ 奨学金の貸与を受けて以降・・・奨学生であった者

【返還免除について】

奨学生であった者が、次に該当する場合は、願い出によって奨学金の返還を免除することができます。
なお、免除願は、連帯保証人2名それぞれの署名及び押印が必要です。

	事 由	提出書類
1	大学卒業後1年以内に青森県内に居住及び就業 ^{※6、※7} し、その居住及び就業から引き続き3年間を経過したとき ^{※8} →卒業後1年以内とは、入学した大学を卒業した時、又は入学した大学を卒業した月の翌月に大学院に入学した場合はその大学院を卒業した時の翌月から起算して1年を経過するまでの期間とする 3年を経過するまでの間は、願い出により返還を猶予することができる	・返還免除願 ・就業証明書及び住民票抄本
2	死亡し、又は精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失し、奨学金を返還することができなくなったとき	・返還免除願 ・戸籍抄本 ・心身障害によるときはその事実及び程度を証する医師又は歯科医師の診断書並びに返還できなくなった事情を証する書類
3	精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有し、奨学金を返還することができなくなったとき	・返還免除願 ・心身障害によるときはその事実及び程度を証する医師又は歯科医師の診断書並びに返還できなくなった事情を証する書類

※6「就業の要件」

以下のいずれかに該当すること。

- ・青森県内に所在する会社、法人に正規雇用されている者
- ・青森県内で個人事業（農業、自営業等）を営み、確定申告をしている者、又は確定申告書において事業専従者として記載されている者
- ・青森県内の個人事業者に正規雇用されている者
- ・青森県内に法人を設立し、経営している者。

◎ただし、公務員は、返還免除の対象となりません。

なお、正規雇用とは（期間の定めのない契約により雇用される者で、労働時間が通常の労働者の4分の3以上である者）とする。

※7「青森県内に居住及び就業」の例外

青森県内に本社を有する会社等に就職した場合で、青森県外の支社等の勤務により、やむなく青森県内に居住、就業することができない場合は、青森県内に居住及び就業したものとみなします。

※8「引き続き3年間を経過している場合」の例外

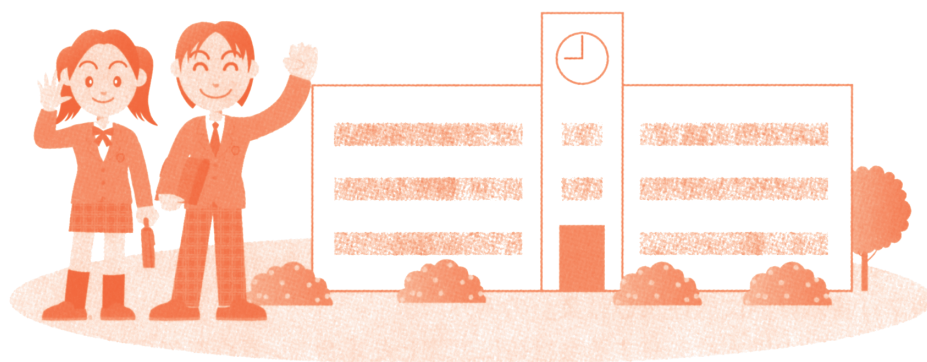
3年の間に離職と再就職をした場合は、その離職と再就職との間の期間が1年以内の場合に限り、免除できます。ただし期間の計算については、就職してから離職するまでの期間と、再就職後の期間を通算して3年経過した時点で、引き続き3年間を経過したものとみなします。

【返還金を滞納したときは】

○返還金を6ヵ月以上滞納したときは、その時点から年利3%の延滞金を課することになります。

○返還金を長期間滞納したときは、裁判所へ「支払督促の申立」から「強制執行」に至るまでの法的措置を申し立てることがあります。

公益財団法人青森県育英奨学会は、青森県の子弟のうち、学業、人物が優れているにもかかわらず、経済的理由により修学困難な者に対し学資の貸与等を行い、本県並びに国家社会の発展に貢献する人材の育成に寄与することを目的としています。



本会連絡先

〒030-8540 青森市長島一丁目1番1号 青森県教育庁教職員課内

公益財団法人青森県育英奨学会

TEL 017-734-9820 FAX 017-734-8274

その他、青森県育英奨学会の関連事業（学生寮入寮等）については、下記のアドレスでご確認ください。

青森県庁 HP

青森県育英奨学会

で

検索

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-kyoin/syogakukin-boshuu.html>



◎この「案内書」は、令和8年6月現在で記載してありますが、公益財団法人青森県育英奨学会大学入学時奨学金貸与規則等が変更された場合には、変更後の規則が適用されますので御承知おきください。